

海難船解雇船員手當要求紛議

- 一、海難船船名 第二石山丸（三三八噸）
- 二、所有者 大阪市西區本田 田浦商店 田浦岩太郎
- 三、海難の場所 福岡縣若松港外
- 四、同日 時 昭和十年六月三日
- 五、乗組船員 船長以下十五名
- 六、發生事情
 

六月三日關門地方に變來したる暴風の爲遭難し、船体老朽にして就航出來ざるに因り、乗組船員を解雇し船体を賣却することとなつたので、之れを知つた乗組船員（上級船員三名下級船員十名）は船長を代表者として、同月六日若松市所在右商店出張所に對し解雇手當を要求したのである。
- 七、要求事項

昭和三年四月海難協同會決議に基く規定の遭難船員解雇手當の長氷即ち次の通

- 1、失業手當二箇月分
- 2、所持品手當三箇月分
- 3、雇入地迄の旅費
- 八、交渉經過

右要求に對し船主側は商店の經營困難を理由に正規の手當支給を承認しないので、船員側は海員協會若松出張所並に海員組合戸畑支部に應援を申込み、海員協會は土山雅久、海員組合は久保出長一即等協会の上交渉することになつた。依つて船員側は大以本店より船組主任を派遣折衝するところありたるも、依然經營困難を理由に規定の支給に應じないので、船員側は種々協議の結果、失業手當一ヶ月、所持品手當は